

○ 資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）

改正案	現行
<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第六条 法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 取締役等の婚姻前の氏名を当該取締役等の氏名に併せて第四条の規定による登録申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>四〇七七 （略）</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第十条 資金移動業者は、法第四十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一〇三 （略）</p>	<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第六条 法第三十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三〇七六 （略）</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第十条 資金移動業者は、法第四十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一〇三 （略）</p>

四 取締役等に変更があつた場合 次に掲げる書類

イ 新たに取締役等になつた者に係る第六条第二号、第四号及び第五号に掲げる書類並びに当該変更に係る同条第六号に掲げる書類

ロ 新たに取締役等になつた者の婚姻前の氏名を当該新たに取締役等になつた者の氏名に併せて当該変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書類（第六条第二号に掲げる書類に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ハ 別紙様式第三号により作成した法第四十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

五 (略)

六 資金移動業の内容又は方法に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第六条第十一号から第十四号までに掲げる書類

七 委託に係る業務の内容又は委託先に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第六条第十五号に掲げる書類

八～十 (略)

2・3 (略)

四 取締役等に変更があつた場合 新たに取締役等になつた者に係る第六条第二号から第四号までに掲げる書類及び当該変更に係る同条第五号に掲げる書類並びに別紙様式第三号により作成した法第四十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

イ 新たに取締役等になつた者に係る第六条第二号、第四号及び同条第五号に掲げる書類並びに別紙様式第三号により作成した法第四十条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

ロ 新たに取締役等になつた者の婚姻前の氏名を当該新たに取締役等になつた者の氏名に併せて当該変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書類（第六条第二号に掲げる書類に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五 (略)

六 資金移動業の内容又は方法に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第六条第十号から第十三号までに掲げる書類

七 委託に係る業務の内容又は委託先に変更があつた場合 当該変更があつた事項に係る第六条第十四号に掲げる書類

八～十 (略)

2・3 (略)

改正案	現行
<p>別紙様式第1号（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（表略） （記載上の注意） 1. ～6. （略） 7. <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「代表者の氏名」又は「取締役及び監査役等」に括弧書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>別紙様式第1号（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第2面）</p> <p>（表略） （記載上の注意） 1. ～6. （略） （新設）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第2号（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第3面）</p> <p>（表略） （記載上の注意） 1. ～6. （略） 7. <u>婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「代表者の氏名」、「国内における代表者の氏名」又は「取締役及び監査役に準ずる者」に括弧書きで併せて記載することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>別紙様式第2号（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: right;">（第3面）</p> <p>（表略） （記載上の注意） 1. ～6. （略） （新設）</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>